

令和8年8月千葉豪雨等の自然災害に伴い、
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

千葉豪雨等によるインフラ被害や風評被害などの経済上の理由(※)により、事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

なお、雇用調整助成金の利用にあたっては、**休業を開始する前までに休業等実施計画届を提出する必要があります。**

(※)経済上の理由の例

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客が困難な場合
- ② 取引先の被災による原材料や商品等の取引が困難な場合
- ③ 交通の途絶による製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境が悪化した場合
- ④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境が悪化した場合

注:千葉豪雨などの自然災害を直接的な原因とする事業活動の縮小(浸水等による自社の設備や店舗等の被害など)は対象外となりますが、ご不明な点等がありましたら、千葉労働局あてご連絡下さい。

対象となる事業所

次の**いずれにも**該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主(適用事業所設置後1年を経過している)
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少
(詳細は裏面Q1, 2参照)
- ③ 3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、
一定規模以上増加していない(詳細は裏面Q3参照)
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

注目



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん
千葉県許諾 第A247-6号

助成内容

	中小企業	大企業
助成率（休業・教育訓練）	2／3	1／2
日額上限額	9,110円 雇用保険基本手当日額上限額 （令和8年8月1日現在）	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 各事業所の対象労働者数 ×100日分	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

よくあるご質問

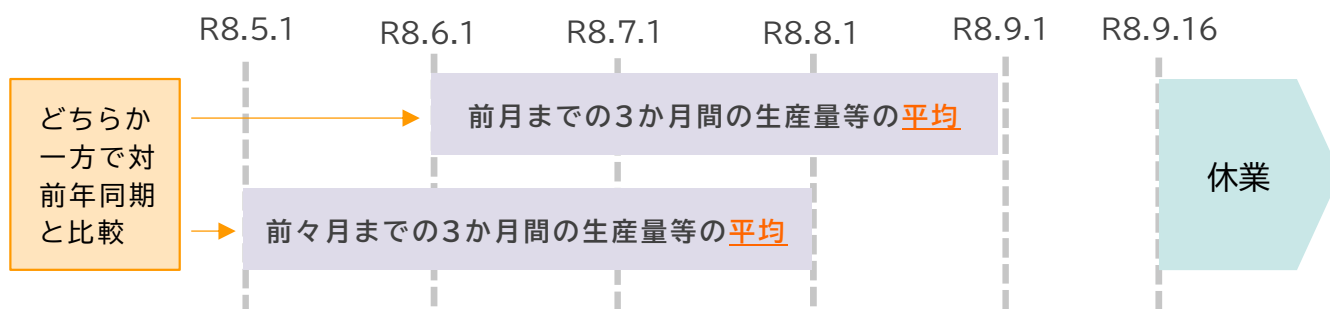
Q 1 生産量要件の「最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少」は、3か月全てで減少している必要はありますか。



3か月全てで減少している必要はありません。

直近1か月の生産量等が急激に落ち込んだ場合、それまでの2か月の生産量が減少していなくても、3か月平均で対前年同期と比べて10%以上減少していれば生産量要件を満たします。

※例：支給対象期間の初日をR8年9月16日とする場合



Q 2 生産量要件で比較する生産指標はどのようなものがありますか。



生産量・売上高の他、販売量や完成工事高等があります。

休業等の雇用調整を実施せざるを得ないことを推定する指標（雇用量の変動との相関が高い指標）を用いることができます。

Q 3 最近3か月の間に従業員を新規に採用しましたが、要件を満たしますか。



最近3か月間の雇用保険被保険者等の月平均値が、前年同期と比べ、10%を超えてかつ4人以上増加していなければ、要件を満たします。

（※）大企業の場合は要件が異なります。最近3か月間の考え方は生産量要件と同じです。

お問い合わせ先

千葉労働局職業対策課分室
〒260-0013 千葉市中央区中央1-1-3 フジモト第一生命ビル6階
電話 043-221-4393